

田原市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉の増進を図る目的で、社会福祉施設等の施設整備事業を行う社会福祉法人等に対して交付する、田原市社会福祉施設等施設整備費補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 社会福祉施設等 平成17年10月5日付け厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」別紙の「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下「国要綱」という。）第2の2の表に掲げる施設をいう。
- (2) 国庫補助対象事業 国要綱第2の4の表に規定する補助事業をいう。
- (3) 補助基本額 国要綱第2の6（1）ウに規定する国庫補助基本額に、3分の4を乗じて得た額をいう。

(補助金の対象費用及び補助金額)

第3条 補助金の対象となる費用は、国要綱に基づく国庫補助対象事業に要する費用及び当該国庫補助対象事業に係る土地の買収又は整地に要する費用とする。

2 補助金の額は、予算の範囲内において、補助基本額及び前項の土地の買収又は整地に要する費用に次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た額の合計額とする。ただし、当該国庫補助対象事業において、県の補助金に関する交付の内示額（県の内示があった場合に限る。）及び市の

補助金の額の合計が当該国庫補助対象事業に要する費用の2分の1を超える場合は、当該を超える分について市の補助金は交付しない。

(1) 創設の場合 100分の10

(2) 創設以外の場合 100分の5

(3) 創設に係る土地の買収又は整地に要する費用 100分の10

3 前項の規定により算出された補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、社会福祉施設等施設整備費補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに提出しなければならない。

(1) 申請額算出内訳書（様式第2号）

(2) 事業計画書（様式第3号）

(3) 収支予算書（見込書）

(4) 県の補助金に関する交付の内示の通知書の写し（県の内示があった場合に限る。）

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、補助金の交付を適当と認めるときは、速やかに交付の決定を行うものとする。この場合において、市長は補助金の交付の目的を達成する必要があるときは、条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、社会福祉施設等施設整備費補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(計画変更等の承認)

第6条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の決定を受けた後において、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに社会福祉施設等施設整備費補助金変更承認申請書(様式第5号)及び申請額算出内訳書(変更)(様式第6号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金の交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更しようとするとき。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 市長は、第1項の規定による社会福祉施設等施設整備費補助金変更承認申請書の提出又は前項の規定による

報告があった場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

4 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更したときは、社会福祉施設等施設整備費補助金変更交付決定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了の日から起算して20日を超えない日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の末日までのいずれか早い期日までに、社会福祉施設等施設整備費補助金実績報告書(様式第8号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければ

ばならない。

- (1) 精算額内訳書（様式第9号）
- (2) 事業実績報告書（様式第10号）
- (3) 収支決算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 事業が翌年度にわたるときは、この補助金交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の末日までに、前項の規定を準用し市長に報告するものとする。

（概算払及び前金払）

第8条 市長は、補助事業の実施に必要と認めた場合は、社会福祉施設等施設整備費補助金概算払・前金払請求書（様式第11号）に基づいて、補助金の一部若しくは全部を概算払又は前金払により補助事業者に交付することができる。

（補助金の確定）

第9条 市長は、第7条に規定する実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、社会福祉施設等施設整備費補助金確定通知書（様式第12号）により、当該補助事業者に対し通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の規定により確定した額を社会福祉施設等施設整備費補助金請求書（様式第13号）の提出により交付するものとする。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 法令、例規、この要綱の規定及び補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められるとき。
- (4) 実支出額が補助対象経費に比べて減少したとき。
- (5) 市長の承認を受けないで、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止したとき。
- (6) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正の行為があったとき。

(財産処分の制限)

第12条 補助事業者は、補助事業により取得した財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

社会福祉施設等施設整備費補助金交付申請書

年 月 日

田原市長 殿

住所
申請者 名称
代表者名

田原市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱第4条の規定により次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助事業の名称	
補助事業の目的及び内容			
交 付 申 請 額		円	
補助事業の着手年月日 及び完了年月日（予定）		着手	年 月 日
		完了	年 月 日
添 付 書 類		1 申請額算出内訳書 2 事業計画書 3 収支予算書 4 県の補助金に関する交付の内示の通知書の写し 5 その他市長が必要と認める書類	

申請額算出内訳書

施設の種類

施設の名称

(円)

区 分	金 額
総事業費 A	
国庫補助額 B	
①市補助 (補助基本額) C	
②市補助 (土地の買収又は整地) D	
市補助額 (①+②) E	

(注) C 欄、D 欄には、田原市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱第 3 条に該当する率で算出した額を記入すること。

事業計画書

1 対象施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

(2) 施設の種類

(3) 事業の目的及び効果

(4) 設置主体及び経営主体

(5) 入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
人	人	人
(世帯)	(世帯)	(世帯)

2 施設整備費に係る事業計画

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事費・仮設施設工事費を除く。）

(ア) 敷地面積 ㎡

(イ) 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）

(ウ) 施設整備の区分（創設、増築等の別）

(エ) 建物の面積 ㎡、延面積 ㎡

(オ) 建物の構造（ 造）

(注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。
 なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を明示すること。

2 配置図及び各階平面図を添付すること。

なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

(ア) 建物の面積 ㎡、延面積 ㎡

(イ) 建物の構造（ 造）

(ウ) 建築年月日

(エ) 補助金の区分（ 年度：)

(オ) 処分（取りこわし）年月日

(注) 既存施設の解体撤去工事がわかるものを添付すること。

ウ 仮設施設工事

(ア) 建物の面積 ㎡、延面積 ㎡

(イ) 建物の構造（ 造）

(注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。

2 配置図及び各階平面図を添付すること。

(2) 整備費内訳

ア 主体工事費	円
イ 工事事務費	円
ウ 小計（本体工事費）	円
エ 介護用リフト等特殊付帯工事費 （介護用リフト工事費） （)	円 円
オ 授産施設近代化設備工事費	円
カ 解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費 （解体撤去工事費） （仮設施設整備工事費）	円 円
キ その他の工事費	円
ク 地域交流スペース	円
ケ 合計	円

(注) 工事費費目別内訳書を添付すること。

(3) 財源内訳

ア 国庫負担（補助）金	円
イ 市補助金	円
ウ 設置者負担金 （内訳）一般財源	円
借入金	円
寄附金	円
エ 合計	円

(4) 施工計画

ア 直営・請負の別	直営・請負				
イ 契約年月日	年	月	日		
ウ 着工年月日	年	月	日		
エ 竣工年月日	年	月	日	(予定)	
オ 事業開始年月日	年	月	日	(予定)	
カ 解体撤去工事関係					
(ア) 直営・請負の別	直営・請負				
(イ) 着工年月日	年	月	日		
(ウ) 完了年月日	年	月	日		
キ 仮設施設工事関係					
(ア) 直営・請負の別	直営・請負				
(イ) 工事期間	年	月	日から	年	月
(ウ) 仮設施設の使用期間	年	月	日から	年	月

(5) その他参考事項

様式第4号（第5条関係）

社会福祉施設等施設整備費補助金交付決定通知書

号
年 月 日

様

田原市長

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助金の名称	社会福祉施設等施設整備費補助金
補助事業の名称			
交付金額			
交付予定時期			
交付条件		田原市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱による。	

様式第5号（第6条関係）

社会福祉施設等施設整備費補助金変更承認申請書

年 月 日

田原市長 殿

住所
申請者 名称
代表者名

次のとおり事業計画を変更したいので、田原市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

通知年月日	年 月 日	文書番号	第 号
補助年度	年度	補助金の名称	田原市社会福祉施設等施設整備費補助金
補助事業の名称			
補助事業の内容	変更前		
	変更後		
変更又は中止の理由			
変更又は中止（廃止）の年月日	年 月 日		
添付書類			

申請額算出内訳書（変更）

施設の種類

施設の名称

(円)

区 分	金 額
総事業費 A	
国庫補助額 B	
①市補助（補助基本額） C	
②市補助（土地の買収又は整地） D	
市補助額 (①+②) E	

(注) C 欄、D 欄には、田原市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱第3条に該当する率で算出した額を記入すること。

様式第7号（第6条関係）

社会福祉施設等施設整備費補助金変更交付決定通知書

号
年 月 日

様

田原市長

年 月 日付 第 号により交付決定した補助金について
次のとおり変更したので、社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱第6条の規定により
通知します。

補助金の名称	社会福祉施設等施設整備費補助金
補助事業の名称	
変更前の交付金額	円
変更後の交付金額	円
変更増減額	円
交付の条件	田原市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱による。

様式第8号（第7条関係）

社会福祉施設等施設整備費補助金実績報告書

年 月 日

田原市長 殿

住 所
補助事業者名 称
代表者名

田原市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱第7条の規定により次のとおり報告します。

通知年月日	年 月 日	文 書 番 号	第 号
補 助 年 度	年 度	補助金の名称	田原市社会福祉施設等施設整備費補助金
補助事業の名称			
補助事業の施行場所			
着手年月日	年 月 日	完了年月日	年 月 日
補助金の交付決定通知額	円		
補助金の既交付額	円		
補助事業の経費精算額	円		
添 付 資 料	1 精算額内訳書 2 事業実績報告書 3 収支決算書 4 完成写真 5 その他		

精算額内訳書

施設の種類 _____

施設の名称 _____

(円)

区 分	金 額
総事業費 A	
国庫補助額 B	
①市補助（補助基本額） C	
②市補助（土地の買収又は整地） D	
市補助額（①+②） E	
市補助交付決定額 F	
市補助金支出済額 G	
差引過不足額 H	

(注) C 欄、D 欄には、田原市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱第3条に該当する率で算出した額を記入すること。

事業実績報告書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 事業の目的及び効果
- (4) 設置主体及び経営主体
- (5) 入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)

2 施設整備費に係る事業実績

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事費・仮設施設工事費を除く。）

- (ア) 敷地面積 ㎡
- (イ) 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）
- (ウ) 施設整備の区分（創設、増築等の別）
- (エ) 建物の面積 建築面積 ㎡、延面積 ㎡
- (オ) 建物の構造（ 造）

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

- (ア) 建物の面積 建築面積 ㎡、延面積 ㎡
- (イ) 建物の構造（ 造）
- (ウ) 建築年月日
- (エ) 補助金の区分（ 年度： ）
- (オ) 処分（取りこわし）年月日

ウ 仮設施設工事

- (ア) 建物の面積 建築面積 ㎡、延面積 ㎡
- (イ) 建物の構造（ 造）

(2) 整備費内訳

- ア 主体工事費 円
- イ 工事事務費 円
- ウ 小計（本体工事費） 円
- エ 介護用リフト等特殊附帯工事費 円
 - （介護用リフト工事費） 円
 - （ ） 円

オ	授産施設近代化設備工事費	円
カ	解体撤去工事費及び仮施設整備工事費 (解体撤去工事費)	円
	(仮施設整備工事費)	円
キ	その他の工事費	円
ク	地域交流スペース	円
ケ	合計	円

(3) 財源内訳

ア	国庫負担(補助)金	円
イ	市補助金	円
ウ	設置者負担金 (内訳) 一般財源	円
	借入金	円
	寄附金	円
エ	合計	円

(4) 施工計画

ア	契約年月日	年	月	日
イ	着工年月日	年	月	日
ウ	竣工年月日	年	月	日
エ	事業開始年月日	年	月	日
オ	解体撤去工事関係			

(5) その他参考事項

様式第 1 1 号 (第 8 条関係)

社会福祉施設等施設整備費補助金概算払・前金払請求書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所

氏名 (代表者名)

田原市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱第 8 条の規定により次のとおり補助金の概算払・前金払を請求します。

交付決定 (変更交付決定) 額	円
概算払・前金払請求額	円
添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他

様式第12号（第9条関係）

番 号
年 月 日

社会福祉施設等施設整備費補助金確定通知書

住所
補助事業者 名称
代表者名 様

田原市長

年 月 日付けで実績報告のあった田原市社会福祉施設整備補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、田原市社会福祉施設整備費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

通知年月日	年 月 日	文 書 番 号	第 号
補助年度	年度	補助金の名称	田原市社会福祉施設等施設整備費補助金
補助金の交付決定通知額	円		
補助事業の経費精算額	円		
補 助 率	%		
補助金の交付確定額	円		
(交付決定通知額) - (交付確定額)			

様式第13号（第10条関係）

社会福祉施設等施設整備費補助金請求書

年 月 日

田原市長

殿

申請者 住所

氏名（代表者名）

田原市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱第10条の規定により次のとおり補助金を請求します。

補助金確定額	円
概算払・前金受領済額	円
差引請求額	円